

群馬県適正化通信 NO. 142(令和2年6月号)

令和元年度群馬県トラック協会に寄せられた苦情について

一般ドライバーや同業者の方からの苦情が減少傾向にあるものの協会宛に数多く寄せられています。また、最近は G マークが貼付してあるトラックに対する苦情も多くなっています。

令和元年度における苦情は、「あおり」、「幅寄せ」、「急な割込み」等、危険運転行為に関するものが全体の 8 割を占めています。適正化実施機関から当該事業者に事実確認をすると、大半のドライバーの方は危険運転の認識はなく、申告者からの内容と大きな隔たりがあります。しかし、何もなければ協会に苦情の電話をしてくることはないとと思われます。トラックは乗用車と比べると大きいので、一般の乗用車ドライバーにとっては圧迫感があり恐怖を感じることもあります。一般の乗用車ドライバーの目線にたった運転を心がけるようお願いします。

「あおり」等危険運転は重大事故に直結するおそれがあります。令和 2 年 6 月 10 日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」では、「あおり」等他車を妨害する運転に対する罰則規定が創設されたところあります。

一握りのドライバーの行動が、それを見ている人にとってはトラックドライバー全体の、ひいてはトラック運送業界のイメージダウンへつながっていきます。常に、会社の看板を背負っていることを自覚し、プロドライバーとしての誇りと貨物を安全・確実・迅速に輸送する役割と使命をしっかりと認識して業務に取り組むようお願いします。

- 危険運転行為・・・あおり行為・幅寄せ行為・急な割込み・追い越し禁止車線での追越し・速度超過（速度抑制装置装着車の速度制限違反）・信号無視等
- 運転マナー等・・・ゴミや煙草の投げ捨て・違法駐車・走行中の携帯電話使用・早朝深夜のアイドリング・罵声を上げての威圧行為等

1. 苦情件数の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	49	56	47	48	28

2. 令和元年度苦情内訳

危険運転等（18件）、違法駐車等（3件）、不正改造（2件）その他（5件）

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 **免許取消し**（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年



2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 **免許取消し**（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年



一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反



- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を！
- ドライブレコーダーをつけましょう！
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！